

本サービス利用上の一般条項(以下「本一般条項」という)は次の通り

1. 本サービスは日経が提供するビジネス情報サービスであり、本サービスに係るデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的所有権など全ての権利は日経又は日経への情報提供者に帰属する。
2. 顧客は、日経が本サービスで提供する情報の内容に対して一切の変更を加えることはできない。
3. 本一般条項で規定される日経に係る免責条項は全て代理店及び日経への情報提供者にも適用される。
4. 日経は、代理店に対して、本サービスを提供するに当たって生じる業務の全部又は一部を委託することができる。
5. 日経は、顧客へのサービスの質を向上させるためにプログラム、通信手段、情報内容を変更することができる。
6. 日経は、緊急かつやむを得ない場合には、いつでも本サービスの提供を一時停止することができる。
7. 本サービスの利用は、表面の利用申込書記載の利用先に限るものとし、顧客は、本サービスに係るデータ、マニュアル等又はそのコピーを有料、無料を問わず第三者に提供しない。また、顧客は、別途書面又は本サービス画面で日経に許可された場合を除き、いかなる形態でも、以下の行為をしてはならない。
 - (1) 本サービスで提供される情報をダウンロード又は蓄積すること(但し、本一般条項を遵守した利用の際に印刷した情報の保存を除く。)
 - (2) 本サービスで提供される情報を利用した商品を生産すること
 - (3) 本サービスで提供される情報又はそれを改変・加工したものを新聞、雑誌、情報サービスなどの各種メディア及び各種サイト、メールサービス等に転載、投稿すること
 - (4) 本サービスに日経が明示的に提供していない機能又はインターフェースを用いて、その他日経が事前に明示的に指定した方法以外の方法で、本サービスにログイン又はアクセスして本サービスを利用すること
 - (5) 本サービスで提供される情報を生成AI等(人工知能、RPA、ロボット、プログラム、ソフトウェア等を含むがこれに限られない)に入力したり学習させたり解析・加工させたりすること
8. 顧客は、自己のID及びこれに対応するパスワード(IDとの組み合わせにより、認証を行うに足りる記号を含む。以下「パスワード」という。)の使用及び管理について一切の責任を持つ。顧客のID及びパスワードによりなされた本サービスの利用は、顧客は利用料金その他の債務の一切を負担する。日経は、顧客のID及びパスワードが顧客の故意過失の有無に係らず第三者に使用された場合に顧客が被る被害については一切責任を負わない。顧客は、顧客のID及びパスワードが第三者に知られ、又は第三者がパスワードを使用しているおそれがある場合には、その旨を直ちに代理店に申し出て、代理店の指示に従う。
9. 顧客は、本サービスを利用するために必要な機器及びソフトウェアを用意又は購入する。
10. 顧客が前項に従って必要なソフトウェアを導入した場合に発生する同ソフトウェアの著作権ほか諸権利に係る問題については顧客が責任をもって解決し、日経には一切迷惑をかけること。
11. 顧客は、別紙「日経テレコン21料金表」(以下「別紙」という。)の定めに従い、本サービスの対価として、当初料金、月基本料金(本サービスの利用の有無・内容に関わらず支払が必要となる固定料金)及び情報利用料金(情報を表示させた場合に発生する料金)を支払う。顧客は、月末締めで当初料金(本契約時に1回限り)、当月の月基本料金及び情報利用料金を、代理店から送付される請求書に指定された方法で請求書受領後30日以内に、代理店に支払う。
12. 顧客が前項に基づく支払いを遅延した場合は、顧客は当該遅延金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を代理店に支払う。
13. 日経は別紙記載の料金を、顧客に対して30日前までに文書又は本サービスの画面で通知しうえで改定することができる。
14. 「日経テレコン21利用申込書」に基づき日経との間で成立する契約(以下「本契約」という。)の有効期間は別途代理店から顧客に通知される利用開始日が属する月を含む12カ月間とするが、期間満了日の30日前までに顧客、代理店のいずれからも文書による解約の申し出がないときは1年間延長するものとし、以後も同様とする。
15. 前項の規定に係らず、顧客が合併、株式交換、株式移転、会社分割若しくは事業譲渡を行った場合、又は株式譲渡、株式の第三者割当、公開買付けその他これらに類する行為により顧客の株主が全議決権の3分の1を超えて変動した場合、顧客は日経に遅滞なく通知しなければならない。日経は、顧客の支配権に実質的な変動があった場合には、書面による顧客に対する通知をもって本契約を終了させることができる。
16. 顧客に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、日経はなんら通知、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この解除は、日経及び代理店がその被った損害について損害賠償請求することを妨げない。但し、下記第8号の場合はこの限りではない。
 - (1) 本一般条項第22項に違反したとき
 - (2) 本契約(本一般条項第22項を除く。)に違反し相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
 - (3) 日経に重大な損害又は危害をおよぼしたとき
 - (4) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 自己の財産について、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、若しくは破産、民事再生、会社更生の開始の決定がなされたとき、若しくは清算に入ったとき、支払不能等の事由が生じたとき
 - (6) 手形、小切手が不渡りになったとき
 - (7) 解散の決議をしたとき
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行又は継続が困難と認められるとき
17. 日経が前項の規定に基づいて本契約の全部又は一部を解除した結果により顧客に損害が生じたとしても、日経は、これによる一切の損害を賠償しないものとし、顧客も日経に対する当該損害の賠償請求を一切行わない。
18. 顧客は、本契約の中途解約を希望する場合、解約日の30日前までに書面により解約日を日経に対して通知し、かつ、有効期間満了までの残存期間の月額料金の合計額を一括して支払うことにより、本契約を中途解約することができる。
19. 本サービスで提供される情報は、日経が信頼できると考えられる情報提供者から取得されるが、その正確性、完全性は保証されない。日経は、本サービスで提供される情報の誤りを訂正するため自己の費用で合理的な努力を尽くすが、日経の責任はその訂正の費用に限定されその他何らの責任も負わない。
20. 日経は、本サービスの提供、本サービスの中断、本サービス中の事故等によって、直接又は間接的に生じた顧客又はそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何に係らず賠償の責任を負わない。また、顧客は本サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に日経を引き込まない。
21. 顧客は本サービスを利用することにより得た個人情報について、プライバシーの尊重と個人情報の保護に十分留意し、適切な方法で利用し、管理する。
22. 顧客は、日経及び代理店に対し、本契約締結時及び将来に渡って、顧客又は顧客の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(これらを総称して、以下「顧客ら」という。))が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(これらを総称して、以下「暴力団等」という。))でないこと、かつ、過去に暴力団等でなかったことを誓約する。また、顧客は、日経及び代理店に対し、本契約締結時及び将来に渡って、顧客らが以下の行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力団等への資金提供を行う等密接な交際を行う行為、又は暴力団等の活動を助長する行為
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的又は脅迫的言辭を用いる行為
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為
23. 顧客らが前項に違反した場合、顧客は、当該違反により日経及び代理店に生じた一切の損害を、日経及び代理店に対して賠償する。
24. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって顧客が本サービスを利用できなかった場合、日経は本契約の不履行の責任を負わない。
25. 顧客は日経の書面による同意なしに本契約に基づく権利、義務を譲渡・貸与等することはできない。
26. 本契約に関する一切の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。
27. 本契約が満了又は終了した場合、顧客は、日経の請求に基づき、日経から提供された本契約に係るすべての情報及びその写しを返却又は廃棄する。
28. 本契約の終了後も、本一般条項第1項、第2項、第3項、第7項、第8項、第16項、第17項、第19項、第20項、第21項、第23項、第24項、第25項、第26項、第27項及び本項の定めは有効に存続するものとする。